

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和60年 7月16日
条例第23号

改正	平成 4年 3月31日条例第25号 〔第 1次改正〕	平成 7年 7月21日条例第19号 〔北海道行政手続条例附則第 6項による改正〕
	平成16年 3月31日条例第15号 〔第 2次改正〕	平成17年 3月31日条例第20号 〔民法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第 2号による改正〕
	平成21年 3月31日条例第15号 〔北海道条例の整備に関する条例第32条による改正〕	平成24年 3月30日条例第21号 〔第 3次改正〕
	平成26年12月24日条例第110号 〔第 4次改正〕	令和 2年 3月31日条例第18号 〔第 5次改正〕
	令和 3年 3月31日条例第 8号 〔第 6次改正〕	

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例をここに公布する。

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度に関し必要な事項等を定めるものとする。

(登録)

第 2 条 浄化槽の保守点検を業として行おうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して 3 年とする。次項の更新の登録の有効期間についても、同様とする。

3 前項の有効期間満了後引き続き浄化槽の保守点検を業として行おうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第 2 項の期間（以下「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

一部改正〔平成26年条例110号〕

(登録の申請)

第 3 条 前条第 1 項又は第 3 項の規定により登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 事業所の名称及び所在地

(3) 事業所ごとに設置される浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の番号

(4) 法人にあっては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施等)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があったときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第 1 項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

ない。

3 知事は、第1項の登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

(登録の拒否)

第5条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 道内に事業所を設置していない者
- (2) 事業所ごとに専任の浄化槽管理士を設置していない者
- (3) 事業所ごとに規則で定める器具を備えていない者
- (4) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 第9条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (6) 第2条第1項又は第3項の規定による登録を受けた者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)で法人であるものが第9条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (7) 第9条第1項の規定により浄化槽の保守点検の業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (8) 浄化槽の保守点検の業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が第4号から前号まで又は次号のいずれかに該当するもの
- (9) 法人で役員のうち第4号から前号までのいずれかに該当する者があるもの

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

一部改正〔平成17年条例20号・24年21号〕

(変更等の届出)

第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

2 第3条第2項の規定は前項の規定による届出に、第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は前項の規定による届出があった場合に準用する。

3 浄化槽保守点検業者が浄化槽の保守点検の業を廃止したときその他の規則で定める事由により浄化槽の保守点検の業が行われなくなったときは、規則で定める者が、30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第7条 知事は、前条第3項の規定による届出があった場合又は登録がその効力を失った場合は、当該浄化槽保守点検業者に係る登録を抹消しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

(遵守事項)

第8条 浄化槽保守点検業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 浄化槽管理者から浄化槽の保守点検の委託を受けたときは、当該保守点検の業務を行おうとする区域に係る市町村の名称を記載した書面を、当該委託を受けた日から30日以内に知事に提出すること。ただし、既に提出した書面に記載されている市町村内で保守点検の業務を行おうとする場合は、この限りでない。
- (2) 浄化槽の保守点検の業務を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督すること。
- (3) 浄化槽の保守点検を行った結果、浄化槽の清掃の必要を認めた場合は、その旨を浄化槽管理者に通知するとともに、当該浄化槽の清掃の委託を受けた者を知ったときは、当該委託を受けた浄化槽清掃業者と当該浄化槽の清掃の時期等浄化槽の機能の維持に関し必要な事項について連絡を取ること。
- (4) 浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務を行わせ、若しくは実地に監督させるとき、又は自

ら当該業務を行い、若しくは実地に監督するときは、規則で定める身分証明書を携帯させ、又は自ら携帯すること。

(5) その事業所ごとの見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げること。

(6) その事業所ごとに、規則で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存すること。

2 浄化槽保守点検業者は、その登録の有効期間ごとに、浄化槽の保守点検の業務に従事する浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検の業務に関する研修であって知事が指定するものを受けさせなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

3 知事は、前項本文の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

4 浄化槽保守点検業者は、第2項本文の規定により浄化槽管理士に研修を受けさせたときは、速やかに、当該研修を受けた旨を証する書類を知事に提出しなければならない。

5 知事は、第1項各号に掲げる事項を遵守されていないと認めるときは、浄化槽保守点検業者に対し、これを遵守するよう命ずることができる。

一部改正〔令和3年条例8号〕

(登録の取消し等)

第9条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第5条第1項各号(第5号及び第7号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 前条第5項の規定による命令に違反したとき。

(5) この項の規定による停止の命令に違反したとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 第5条第2項の規定は、第1項の規定による処分をした場合に準用する。

一部改正〔平成7年条例19号・令和3年8号〕

(報告徴収、立入検査等)

第10条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対してその業務に関し必要な報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、浄化槽保守点検業者の事業所に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第11条 第2条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者は、3万200円の登録申請手数料を、当該登録を申請する際に北海道収入証紙をもって、納めなければならない。

一部改正〔平成16年条例15号〕

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽の保守点検を業として行った者

(2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第9条第1項の規定による停止の命令に違反した者

一部改正〔平成4年条例25号〕

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第10条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一部改正〔平成4年条例25号〕

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に浄化槽の保守点検を業として行っている者は、この条例の施行の日から3月間は、第2条第1項の登録を受けなくても引き続き浄化槽の保守点検の業を行うことができる。
- 3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例15号〕

附 則（平成4年3月31日条例第25号）

〔北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成7年7月21日条例第19号抄）

〔北海道行政手続条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第15号）

〔北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第20号）

〔民法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成17年3月規則第25号で、同17年4月1日から施行）

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成24年3月30日条例第21号）

〔北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日条例第110号）

〔北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第4項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に有効期間の満了する登録の更新について適用する。

附 則（令和2年3月31日条例第18号）

〔北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けている者については、これらの登録の有効期間が満了するまでの間、この条例による改正後の北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第2項の規定は、適用しない。

附 則（令和3年3月31日条例第8号）

〔北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の附則〕